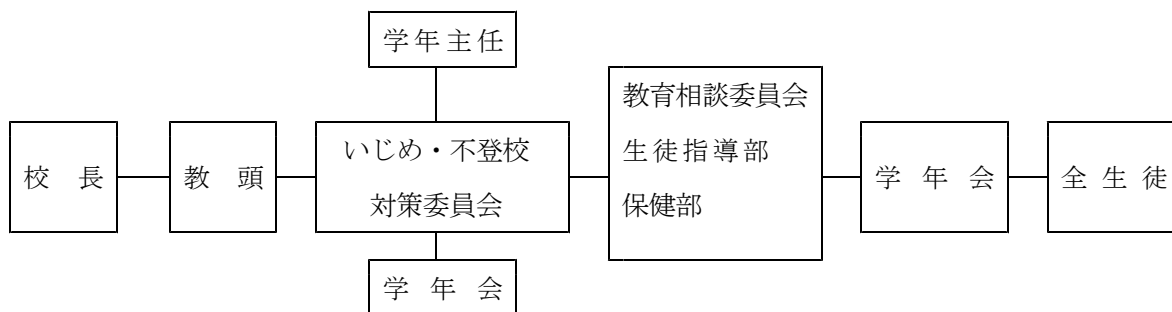


## (9) いじめ・不登校に対する指導

### ア 方針

- (ア) 教育相談の充実を図り、いじめ・不登校の問題について早期かつ適切に対応し、生徒が心身ともに健康で、充実した学校生活を送ることができるように努める。
- (イ) 個人の価値と尊厳を重んじ、相互理解を基に豊かな情操を育成する。
- (ウ) 青年期の発達段階の多様性を理解し、愛情あるきめ細かい指導にあたる。
- (エ) 保護者と教師が連携して生徒の心の発達を支援する。

### イ 指導組織



### ウ 留意事項

- (ア) いじめについては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等について学校全体で取り組む。
- (イ) いじめは人権の問題であり、いじめられている生徒の認識の上にたつこと。
- (ウ) 気楽に相談できる場をつくること。
- (エ) 保護者との共通理解を図り対処すること。
- (オ) 不登校の予防的な視点から、生徒の出欠や遅刻・早退等の状況を把握し、学校の学習環境を整え、学校が生徒の居場所となるように努める。
- (カ) 日頃から生徒理解に努め、不登校の生徒一人一人が個性や持ち味を生かし、社会的自立に向けて自らの進路を形成できるよう支援を行う。

### エ 学校いじめ防止基本方針について

※詳細は学校ホームページに掲載する。

学校いじめ防止基本方針

愛知県立岡崎工業高等学校

I 《いじめの防止等について》

いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（注1）行為には、仲間はずれや集団による無視など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものや、身体的な攻撃、金品をたかられたり、隠されたりすることなども含む。

（注2）けんか等は除く。

1 基本的な考え方

いじめは、生徒及び教職員・保護者が「いじめはどこの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こりうる」との認識に立ち、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、本校の「いじめ防止基本方針」を定める。教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たるとともに、保護者や関係機関等とも連携して生徒の心の発達を支援していく。

そのためには、生徒が教職員や周囲の友人との信頼できる関係の中で、学校は安心・安全に生活できる場である必要がある。生徒一人一人が大切にされている実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚と自信をつけることができる学校作りを進めていかなければならない。

II いじめ防止対策組織について

組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー構成

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、保健部教育相談係、学年主任、学科主任、関係担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター  
(スクールカウンセラー)

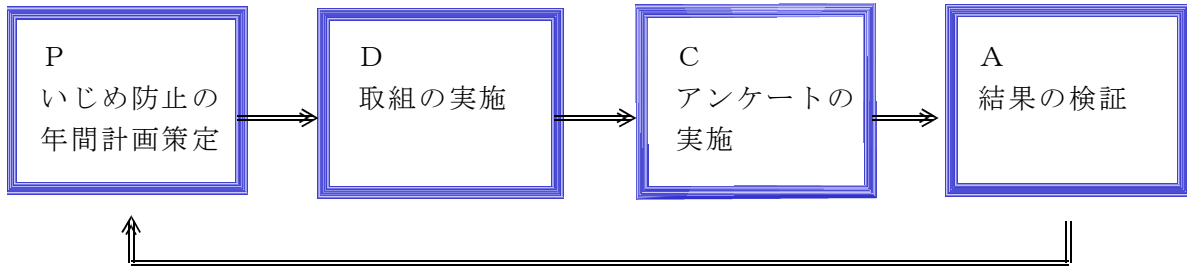
イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるように柔軟にチームを組ん

で対応する。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（P D C Aサイクル）



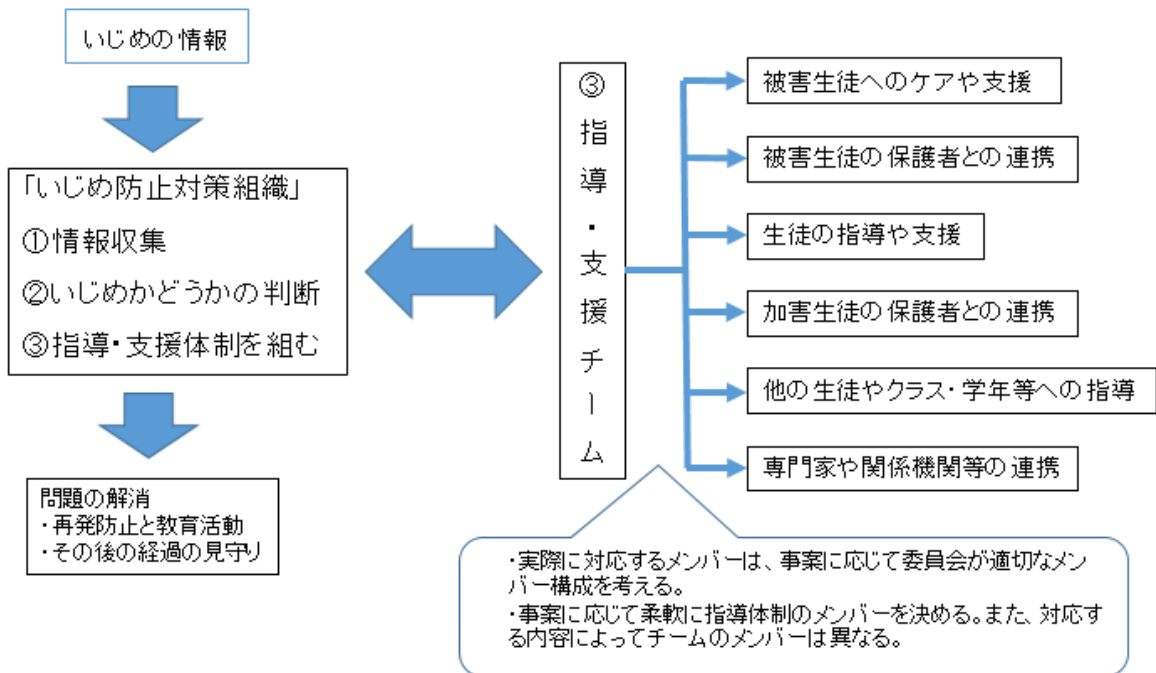
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度当初の職員会議において、「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修において、「いじめや不登校」をテーマとした講話等を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」の結果をホームページに掲載する

エ いじめに対する措置と対応



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合には、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合には、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 道徳教育の充実、体験活動・インターンシップ等の推進【教務部・生徒指導部  
進路指導部・工務部】
- イ 公開授業等（年2回5月、11月）を通じた授業改善・分かりやすい授業づくり【教務部・教科会】
- ウ 現職研修の充実。いじめに対する共通理解と適切に対応できる力の向上【生徒指導部・教科会】
- エ 教職員の言動がいじめを助長することのないような指導のあり方【生徒指導部】
- オ 生徒が規律正しい授業や行動に主体的に参加・活躍できる学校づくり【教務部・生徒指導部・生徒会】
- カ 他の生徒との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得させるよう努める【生徒指導部・保健部】
- キ 12月の人権週間において、講話や鑑賞会等の実施【生徒指導部・学年会】
- ク 3月に情報モラル教育の実施【生徒指導部】
- ケ 生徒と教職員が協同するボランティア活動の実施【7・12月のゴミ拾い運動】
- コ 生徒と教職員とPTAによる協同する11月の文化祭バザー活動等【総務部・生徒会】
- サ 毎日の健康調査の実施【保健部】
- シ 毎月1回の相談便りの発行【保健部】

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するよう努める、気づいた情報は確実に共有する【教科会・学年会・生徒指導部】
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合には、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」へ報告し、組織的に対応する【生徒指導部】
- ウ 学期に1回（5月、9月、1月）「いじめアンケート」の実施【生徒指導部】
- エ 毎月始めに実施する生徒の調査【保健部・学年会】
- カ 教育相談・個人面談の充実【保健部】

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を実施する
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察・専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない・生み出さない集団づくりを行う
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行うとともに、日頃から情報モラル教育の充実を図る

(4) 点検・検証・見直し

ア 学校関係者評価委員会（2月実施）で「自己評価」を行う

イ 中間学校評価（9月）及び学校評価（2月）を行い、「いじめ・不登校対策検討委員会」にて、その結果を検証する